

令和6年6月1日施行版(案)
介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス報酬単価(概要版)

◆1単位の単価(6級地)

訪問	10.42円
----	--------

■ 訪問型サービス(国基準)

○基本報酬

サービス区分		単位数
訪問11 (週1回程度の利用)	月額	1,176
	日割	39
訪問12 (週2回程度の利用)	月額	2,349
	日割	77
訪問13 (週2回程度を超える利用)	月額	3,727
	日割	123
訪問21 (標準的な内容のサービス)	回数	287
訪問22 (生活援助が中心である場合(一))	回数	179
訪問23 (生活援助が中心である場合(二))	回数	220

○加算

加算区分	単位数	算定方法
初回加算	200	
生活機能向上加算(Ⅰ)	100	
生活機能向上加算(Ⅱ)	200	
口腔連携強化加算	50	
同一建物減算1		所定単位数の 10% 減算
同一建物減算2		所定単位数の 15% 減算
同一建物減算3		所定単位数の 12% 減算
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		(1)所定単位数の 245/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		(2)所定単位数の 224/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(3)所定単位数の 182/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(4)所定単位数の 145/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		(1)所定単位数の 221/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		(2)所定単位数の 208/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		(3)所定単位数の 200/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		(4)所定単位数の 187/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		(5)所定単位数の 184/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		(6)所定単位数の 163/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		(7)所定単位数の 163/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		(8)所定単位数の 158/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		(9)所定単位数の 142/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		(10)所定単位数の 139/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		(11)所定単位数の 121/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		(12)所定単位数の 118/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		(13)所定単位数の 100/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		(14)所定単位数の 76/1000